

宮腰沖繩担当大臣コメント

(平成31年度与党税制改正大綱の決定を受けて)

平成30年12月14日

この度、与党税制改正大綱が取りまとめられ、与党の税制調査会において、専門的な見地から総合的に判断された結果、

- 沖縄県産酒類に係る酒税の軽減措置等7つの特例については、適用期限の2年間延長
- 沖縄路線航空機に係る航空機燃料税の軽減措置については、対象地域に下地島を追加する拡充が盛り込まれました。

内閣府から要望していた酒税の軽減措置等の適用期限の延長に加え、宮古圏域における観光の更なる活性化に向けて航空機燃料税の軽減措置の拡充も認められたことは、大きな成果であると考えております。

自民党税制調査会、沖縄振興調査会、美ら島議員連盟及び公明党税制調査会、内閣部会を始めとする関係者の御尽力と沖縄振興への御理解に心から敬意を表します。

今後、本大綱の決定を踏まえて、政府において税制改正大綱が取りまとめられる予定ですが、私としても、引き続き、最大限の努力をしてまいりたいと思います。